



2024年11月1日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ ダ リ ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 森 田 晴 彦
 (コード：4883、東証グロース)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 中 島 陽 介
 (TEL. 03-6231-0456)

第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ

当社が2024年8月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）に関する、2024年10月における月間行使状況について、以下のとおりお知らせいたします。

I. 月間行使状況

(1) 本新株予約権

1. 銘柄名	株式会社モダリス第15回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数	0株
3. 対象月間中に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	0個 (発行総数75,000個に対する割合：0.0%)
4. 前月末時点における未行使新株予約権数	75,000個(7,500,000株)
5. 対象月の月末時点における未行使新株予約権数	75,000個(7,500,000株)

※発行総数に対する割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

6. 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
10月1日(火) ～10月3日(木)	—	—	93.3	—
10月4日(金) ～10月8日(火)	—	—	110.7	—
10月9日(水) ～10月11日(金)	—	—	117.3	—
10月15日(火) ～10月17日(木)	—	—	106.0	—
10月18日(金) ～10月22日(火)	—	—	102.6	—
10月23日(水) ～10月25日(金)	—	—	98.0	—
10月28日(月) ～10月30日(水)	—	—	106.2	—
10月31日(木)	—	—	140.0	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：56,653,746株〔うち自己株式数：63株〕

II. 転換・行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく転換・行使制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した交付株式数	② 発行の払込日時点における上場株式数	③ 転換・行使制限に係る転換・行使比率（①/②）
12,750,252 株	44,823,757 株	28.4%

※①の株式数は第 2 回転換社債型新株予約権付社債転換による 2,348,252 株と第 14 回新株予約権行使による 10,402,000 株を合算したものです。また、転換・行使制限に係る転換・行使比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては 2024 年 10 月 10 日をもって全ての転換が完了し、第 14 回新株予約権につきましては 2024 年 10 月 29 日をもって全ての行使が完了しております。詳細につきましては、2024 年 10 月 10 日付「第三者割当により発行された第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の転換の完了及び月間転換状況に関するお知らせ」及び 2024 年 10 月 29 日付「第三者割当により発行された第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使の完了及び月間行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。

III. 行使制限の超過について

当社は、EVO FUND との間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）並びに第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権（以下、それぞれを「第 14 回新株予約権」及び「第 15 回新株予約権」といい、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を転換・行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点である 2024 年 8 月 23 日における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第 436 条第 5 項第 4 号に基づき、本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換・行使価額が発行決議日（2024 年 8 月 7 日）の終値である 100 円以上の場合には、上記の制限を超えて転換・行使できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使がなされたものです。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024 年 8 月 7 日付当社プレスリリース「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第 12 回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上